業務委託契約書（案）

　　委託業務の名称　　　令和　年度離職者等再就職訓練事業

（知識等習得コース）

履行期間　　　　　　年 月 日から

　　　　　　　　　　　　年 月 日まで

　　業務委託料　　　　　別表に定める金額

　頭書業務の委託について、委託者　滋賀県知事　三日月　大造　を甲とし、受託者　○○○○(団体名)　○○(役職名)　○○○○○○　を乙とし、次のとおり委託契約を締結する。

　（総　則）

第１条　甲は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）として、甲が委託業務の対象者として決定した者（以下「訓練受講者」という。）を対象とした別添の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

２　乙はこの契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

（善管注意義務）

第２条　乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

　（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（委託料内訳書）

第４条　甲が必要があると認めるときは、乙は委託料内訳書を提出しなければならない。

２　委託料内訳書には、甲が指定した内容を記載するものとする。

３　委託料内訳書は、甲および乙を拘束するものではない。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

　（再委託の禁止等）

第６条　乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

２　甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握および監督・検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

３　再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

　（資料、備品等の準備）

第７条　乙は、委託業務を履行する上で必要と認められる資料、備品等を準備するものとする。

　（訓練実施経費の支払）

第８条　甲は、乙に対して第１条に定める委託業務のうち、職業訓練の実施業務（以下「訓練業務」という。）に必要な経費として、支払対象月毎に１人当たりの月額単価に訓練受講者の人数を乗じた委託費を支払うものとする。

２　訓練の開始日またはそれに応当する日を起算日とし、受講者が中途退校した場合、または委託契約を解除した場合は、訓練業務の委託費の額は１月間毎に算定し、当該支払対象月については、次によるものとする。

（１）訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が16日以上または訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上である時は月額単価とする。

（２）訓練実施日数が16日以上または訓練実施時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（委託先機関が休日とした日および翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母とし、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払額（１円未満の端数は切り捨てる。）とし、委託費を支払うものとする。

３　訓練の開始日またはそれに応当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日まで（中途退校者が発生した月について中退日まで）の区切られた期間（以下「算定基礎月」という。）毎において、あらかじめ定める訓練時間（以下「訓練設定時間」という。）の80％に相当する時間の訓練を受講した場合は、当該期間を支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

ただし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講者が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80％に相当する時間の訓練を受講した者に対しても、全訓練期間について支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

４　第１項から第３項の訓練実施経費は、訓練業務のすべてが終了した後に乙の請求により支払うものとする。訓練期間が３か月を超える場合の訓練実施経費については必要に応じ、訓練業務を終了した３か月を単位として支払を行うことができる。

　　ただし、算定基礎月の途中で年度をまたぐこととなる当該月分については翌年度に支払うものとする。

５　乙は、当該期間の訓練業務終了後に訓練受講者の職業訓練の出席状況を示した資料等を添えて当該年度末までに「仕様書」の様式３「訓練業務終了報告書」を提出し、甲の検査を受けるとともに「仕様書」の様式７「訓練実施経費請求書」を甲に提出するものとする。

６　甲は、乙が訓練業務を適正に履行したことを確認したときは、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に訓練実施経費を支払うものとする。

７　甲の責に帰す理由により前項の規定による訓練実施経費の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

　（就職支援経費の支払）

第９条　甲は、乙に対して第1条に定める委託業務のうち就職支援業務に係る経費として、就職支援経費月額単価に訓練を実施した月に在籍した当該職業訓練を修了した訓練受講者（中途退校者等を含む。）（以下「訓練受講修了者等」という。）の人数を乗じた額を就職支援経費として支払うものとする。

ただし、訓練修了日の翌日から起算して３か月を経過する日（以下「経過日」という。）までに就職または内定した者（一週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」または「４か月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者（この場合の「４か月以上」とは、「雇い入れの日から起算して120日以上」をいう。）および自営を開始した者に限る。）の割合を、別表に定める「就職支援経費の変更」に基づき算定した結果、就職支援経費月額単価の一部および全部が減額となった場合は、減額後の当単価により算出した額を就職支援経費として支払う。

２　中途退校者等に係る就職支援経費月額単価の算定にあたっては、第８条第２項の取り扱いを準用する。

　　また、契約書第８条第３項の規定により、委託費が支払対象月に該当しない月がある場合には、当該月を支払対象月から除くこととする。

３　乙は、経過日までの訓練受講修了者等の就職状況について、訓練受講修了者等からの書面の提出により把握のうえ、別に定める日までに「仕様書」の様式４「就職支援業務終了報告書」に当該書面を添付のうえ甲に提出するものとする。

４　甲は、前項の報告を受けた日から15日以内に検査を行い、その結果を通知するものとする。

５　乙は、前項の通知を受け、別表に定める「就職支援経費の変更」に基づき算定した結果、就職支援経費月額単価に減額がないとき、または減額が一部であるときは、「仕様書」の様式８「就職支援経費請求書」を甲に提出するものとする。

６　甲は、乙が就職支援業務を適正に履行したことを確認したときは、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に就職支援経費を支払うものとする。

７　甲の責に帰す理由により前項の規定による就職支援経費の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

（デジタル訓練促進費の支払）

第10条　甲は、乙に対して第1条に定める委託業務のうち、デジタル訓練促進費にかかる業務の経費として、デジタル訓練促進費月額単価に訓練を実施した月に在籍した訓練受講修了者等の人数を乗じた額をデジタル訓練促進費として支払うものとする。

２　中途退校者等に係るデジタル訓練促進費月額単価の算定にあたっては、第８条第２項の取り扱いを準用する。

　　また、契約書第８条第３項の規定により、委託費が支払対象月に該当しない月がある場合には、当該月を支払対象月から除くこととする。

３　乙は、就職支援業務終了後に、「仕様書」の様式５「デジタル訓練促進費にかかる業務終了報告書」を提出し、甲の検査を受けるものとする。

４　乙は、委託業務完了後に、「仕様書」の様式９「デジタル訓練促進費請求書」を甲に提出するものとする。

５　甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にデジタル訓練促進費を支払うものとする。

６　甲の責に帰す理由により前項の規定によるデジタル訓練促進費の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

　（業務完了報告）

第11条　乙は、委託業務を完了したときは、「仕様書」の様式６「委託業務完了報告書」を遅滞なく甲に提出し、検査を受けなければならない。

２　甲は、乙から前項の業務完了報告書の提出があった日から15日以内に検査を行う。

　（委託業務の報告および調査等）

第12条　乙は、甲に対して「仕様書」の別紙３に定める「委託業務の実施に伴う業務」に関する報告および就職支援の実施状況に関する報告を行わなければならない。

２　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、または報告を求めることができる。

３　乙は、甲の行う運営状況および実施状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

　（委託業務の中止等）

第13条　甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更することができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

３　前項の賠償額は甲乙協議して定める。

４　乙は、委託業務の内容を変更しようとするとき、または委託業務を中止しようとするときは、その事由および経過を記載した書面を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

５　甲は、前項の書面の提出があったときは、乙と協議の上、必要に応じて契約の解除または一部の変更を行うものとする。

（甲の解除権）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、業務委託料の支払いを停止し、支払った業務委託料の全部もしくは一部を返還させ、または契約を解除することができる。

（１）契約の履行期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

（２）正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

　（３）著作権法違反等、この委託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象または損害賠償の対象となったとき。

　（４）税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この委託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき。

　（５）第９条第３項の規定による訓練受講修了者等の就職状況報告に関して虚偽の報告をしたとき。

（６）この委託業務を継続する意思がないと甲が認めたとき。

　（７）この委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

　（８）故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

　（９）本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

　（10）乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

　　　ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

　　　イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　　ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

　　　エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

　　　オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　　カ　暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（11）前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき

２　乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求できないものとする。

　（誓約書の提出）

第15条　乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、前条第１項第10号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第16条　乙は、この契約の履行に当たり第14条第１項第10号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

（乙の解除権）

第17条　乙は、甲が契約に違反したため、委託業務の履行が不可能になったときは、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

（契約解除の場合における履行部分の取扱い）

第18条　第14条第１項または前条第１項の規定により、委託業務を停止またはこの契約を解除したときは、業務委託料を正当な履行済み分に相当する金額に変更するものとする。

　（損害賠償）

第19条　甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

（契約解除による違約金）

第20条　第14条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約総金額（訓練開講日までに受講者として決定した人数（ただし、訓練開講日までに辞退した人数を除く。）に訓練実施経費、就職支援経費およびデジタル訓練促進費のそれぞれについて、訓練受講者１人当たり月額単価および訓練実施（予定）月数を乗じた金額の合計をいう。以下同じ。）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当取引による違約金）

第21条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約の全部または一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、契約総金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

　（１）公正取引委員会が、乙または乙の代理人に対し、独占禁止法第７条または同法第８条の２の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

　（２）公正取引委員会が、乙または乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

　（３）公正取引委員会が、乙または乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項または同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

　（４）乙または乙の代理人が刑法第96条の６もしくは同法第198条または独占禁止法第89条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（延滞違約金）

第22条　乙が第20条または前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該期日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

（検査、監督）

第23条　甲は、必要があると認める場合には、乙の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

２　乙は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

　（個人情報の保護）

第24条　乙は、委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合は、「仕様書」の別紙４に定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

２　前項の規定は、第６条の規定による再委託先において準用する。

　（事故等の報告）

第25条　乙は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

２　乙は、前項の事故等が個人情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報の項目、内容、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

　（事業成果の帰属）

第26条　この委託事業により得た成果は、甲に帰属するものとし、乙がこれを発表しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

（著作権、特許権等の取り扱い）

第27条　乙は、委託業務の履行において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りではない。

（法令等の遵守）

第28条　乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第29条　本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　(関係書類の整備および保存期限)

第30条　乙は、委託事業の実施経過および委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

２　乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、または現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（契約費用）

第31条　本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（自動車の使用）

第32条　乙は、本契約の履行にあたり自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

（その他）

第33条　この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則、その他の法令の定めるところによる。

２　この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

３　乙は、訓練受講者に対し、甲が支払う業務委託料以外の金品の支払い要求や、特定商品の購入を勧誘してはならない。ただし、乙が、訓練開始時に訓練受講者から徴収する訓練受講者の所有となる教科書等についての負担金については、この限りではない。

４　乙が偽りその他不正な行為を行い、または行おうとしたことが明らかとなった場合、甲は、不正行為に係る処分を通知した日から５年以内の期間について定め、受託機会を与えないことのほか、必要な措置を講ずることができるものとする。

５　甲の訓練実施に直接的に関連する業務（乙に対する監督・指導等）については、滋賀県立高等技術専門校長が行うこととする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

　 年 月 日

　　　　　　　　　甲　　　滋賀県大津市京町四丁目1番1号

　 　　　　　滋賀県知事　　三日月　大造

　　　　　　　　　乙

別表

１．職業訓練の実施業務

（１）訓練科名　　　：　　　　　　　　　科

（２）訓練期間　　　：　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

　（３）訓練設定時間　：　　　　時間

（４）訓練定員　　　：　　　　　人

（５）訓練内容　　　：　業務委託仕様書による。

２．就職支援業務

　　業務委託仕様書による。

３．デジタル訓練促進費にかかる業務

　　業務委託仕様書による。

４．業務委託料

（１）訓練実施経費

　(訓練受講者1人当たり訓練実施経費月額単価)

|  |  |
| --- | --- |
| 令和　年度 | |
| 訓練実施経費月額単価  消費税および地方消費税 | 円  円 |
| 計 | 円 |

（２）就職支援経費

（訓練受講者1人当たり就職支援経費月額単価）

|  |  |
| --- | --- |
| 令和　年度 | |
| 就職支援経費月額単価  消費税および地方消費税 | 円  円 |
| 計 | 円 |

（３）デジタル訓練促進費

　(訓練受講者1人当たりデジタル訓練促進費月額単価)

|  |  |
| --- | --- |
| 令和　年度 | |
| デジタル訓練促進費月額単価  消費税および地方消費税 | 円  円 |
| 計 | 円 |

５．就職支援経費の変更

　　上記４の就職支援経費月額単価は、就職状況（就職支援経費就職率）に応じて下記の規定に基づき変更するものとする。

　　就職支援経費就職率80％以上 ＝　変更なし

　就職支援経費就職率60％以上80％未満 ＝　1万円（税別）

　　就職支援経費就職率60％未満 ＝　０円

* 就職支援経費就職率＝「対象就職者」÷（訓練修了者数＋「対象就職者」のうち就職のための中退者数）×１００

「対象就職者」・・・就職（中途退校就職を含む）または内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上で

あり、かつ「雇用期間の定めなし」または「４か月以上」の雇用期間の雇用契約により就職した者および自営を開始した者をいう。